



| | |
|--------------|---|
| Title | ヒト胚の道徳的地位をめぐる論争状況 |
| Author(s) | 堀田, 義太郎 |
| Citation | 医療・生命と倫理・社会. 2005, 4(1-2), p. 68-86 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/7041 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヒト胚の道徳的地位をめぐる論争状況

堀田義太郎
(大阪大学大学院医学系研究科博士課程、医の倫理学)

はじめに

本稿は、「ヨーロッパにおける幹細胞研究」という特集を組んでいる *The Journal of Medicine and Philosophy* 誌（以下、JMP）の 2004 年 8 月号（Vol. 29, No. 5）に寄稿された諸論文の紹介を通して、とくにヒト胚性幹細胞（human embryonic stem cell: ES 細胞）研究に関する倫理的な議論の争点を再確認したい。同誌は「幹細胞研究」一般がタイトルだが、論議の内容は実質的には ES 細胞研究をめぐるものである。

導入的な論文を除けば、同誌に所収の六本の論文がそれぞれ扱っているのは、ヨーロッパ諸国およびアメリカの ES 細胞研究をめぐる法政策と規制に関する問題点である。その議論は「ヒト胚」¹ の道徳的および存在論的な地位（moral and ontological status）に関する論点に収斂していると言えるだろう。ES 細胞研究に対する批判的・反対の立場と肯定・推進派とのあいだでの議論は、「ヒト胚の道徳的地位」をめぐる対立という側面が主要だからである。研究に批判的・反対の立場は、胚には子宮に移植すれば人間に成長する可能性があり、その破壊を前提にする ES 細胞研究には倫理的な問題があると指摘し、研究を肯定する立場は、あらゆる組織に変化する力を持つとされる ES 細胞のもつ治療的な効果を理由にして、研究を推進すべきだと論ずる。

以下で見ていくように、こうした ES 細胞研究反対派と推進派との対立が、ヨーロッパ諸国とアメリカの政策に大きな影響（しばしば非一貫性や矛盾）を与えており、本稿が取り上げる諸論文も イギリスに関する論文は例外として、2004 年時点でヨーロッパの多くの国が採用している（しようとしている）方針およびアメリカの政策は、根本的な問題を内包しているという認識においては、ほぼ一致していると言える。本稿では、こうした点を念頭において、同誌のなかでも、「胚の道徳的地位」は ES 細胞研究を禁止する根拠になりうるか、という問題を直接扱っている論文を、特に詳しく見ることにしたい。

1. JMP 誌上の議論

JMP 誌の巻頭に置かれ、導入的な役割を果たしている Schmidt 等の論文（Schmidt et al., 2004）² は、それに続く諸論文の論点を概観しつつ、議論の焦点を次のようにまとめている。

「この論集が示唆するのは、そのさまざまな立場の違いを別にして、ヒト胚の道徳的そして存在論的な地位に関する二つの主要な対立する見地が存在するということである」（505）。

その二つの立場とは、「生命の開始からの保護（Protection of life from the start）」論と「保護のレベルの上昇（Increasing levels of protection）」論である。

前者は、人間の生命をその開始した瞬間、すなわち卵子と精子の結合の瞬間から破壊不可能なものとする。生命は、他の価値や目的と比較計算されるべきものではありえず、その開始から生命を保護する必要があるとすれば、もちろん胚も「成長しつつある人間」として、完全な保護に値する。それに対して後者は、受精卵をまずは「一人の人間に生成すべきもの」とみなし、成長に応じて保護する義務のレベルも上昇する、とする。後者に分類される議論でも、胚が保護すべき対象になる時期に関しては、子宮に移植した瞬間から神経構造が形成される時点まで、論者によって様々であるが、いずれにしても、そうした切断点（cut-off point）が「保護されるべき人間性」を有するようになる契機とされている。

Schmidt 等はこの二つの立場は「根本的に異なった両立不可能な見方」であるとして、次のように結論づけている（507）。

「第一のグループ（生命の開始からの保護）の擁護者が、臍帯血と成体由来の細胞に対する幹細胞研究にだけ同意するのに対して、（それとは全く異なる）第二のグループ（生命の段階に応じた保護）の擁護者は、不妊治療由来の余剰胚に対する研究をさらに進めることができるとし、それに根本的な異論を挟まない。ヨーロッパにおける哲学的そして神学的な論争が示すのは、胚の地位に関する問い合わせ、幹細胞研究に関する問題を構成するもののうちでも避けられない要素だということであり、だが、胚の地位に関する問い合わせは、問題に決定的な解決を与えるものではない、ということである」（ibid）

同誌に所収されているのは次の六論文である。

Christine Hauskeller, “How Traditions of Ethical Reasoning and Institutional Processes Shape Stem Cell Research in Britain,” (pp. 509-532) 「倫理的議論の伝統と制度化のプロセスは、英国における幹細胞研究をいかに形成しているか」

Howard J. Curzer, “The Ethics Of Embryonic Stem Cell Research,” (pp. 533-562) 「胚性幹細胞研究の倫理学」

Alexandre Mauron and Bernard Baertschi, “The European Embryonic Stem-Cell Debate and the Difficulties of Embryological Kantianism,” (pp. 563-581) 「ヨーロッパの胚性幹細胞論争と胚研究に関するカント主義の諸困難」

Giovanni Maio, “The Embryo in Relationships: A French Debate on Stem Cell Research,” (pp. 583-602) 「関係性のなかの胚：幹細胞研究に関するフランスの論争」

Jan P. Beckmann, “On the German Debate on Human Embryonic Stem Cell Research,” (pp. 603-621) 「ヒト胚性幹細胞に関するドイツの論争について」

Tanja Krones and Gerd Richter, “Preimplantation Genetic Diagnosis (PGD): European Perspectives and the German Situation,” (pp. 623-640) 「着床前遺伝子診断

(PGD) : ヨーロッパの視座とドイツの状況」

これら全てにおいて、「ヒト胚の道徳的地位」に関する論点は触れられている。しかしながら、「ヒト胚の道徳的地位」は研究規制の根拠になりうるものなのかどうか、という点に絞って議論を展開しているのは論文である。したがって以下ではまず、以外の論文を簡単に要約・紹介し(第二節)節を分けて論文の議論を特に詳しく紹介したい(第三節)。その上で、日本での議論にも若干触れつつ、主要な論点と争点を整理したい(第四節)。

2. 各論の紹介

2-1. 論文、イギリスの規制・制度の展開とその背景

は、イギリスの政策とそれを支える倫理観を概観したものである。著者の Hauskeller はヨーロッパ諸国の中でも ES 細胞研究に対して規制の少ないイギリスの制度を支える倫理観を、ローカルな功利主義、事例に基づいた帰結主義的な態度、個人の自律性と選択に高い価値を置く伝統によって説明する。生殖技術の導入による影響について楽観的なイギリスの政策および態度を、著者は「プロ・サイエンス (pro-science)」(512)と特徴づけている。また、こうしたイギリスの ES 細胞研究の特徴は、単に新たに導入された科学に対して寛容というだけでなく、原則的に「ヒト受精および胚研究許可庁 (Human Fertilization and Embryology Authority: HFEA)」のホームページ上で、許可されている研究および実施された研究とその成果が原則的に公表されるという「透明性」にある(514-15)。イギリスでは、幹細胞研究をはじめとした新技術と社会的变化の意味に関する社会科学的研究が、政府の資金援助を受けて行われており、こうした研究とその成果はイギリスの社会的意意思決定プロセスにとって重要な位置を占めている(522)。

もちろん、ES 細胞研究に対して批判的な立場も存在する。著者によれば、研究に批判的な「プロ・ライフ (pro-life)」派 次に見る でも批判的な立場はこう呼ばれる がその論拠にするのは、「人間の尊厳の保護」である(524 以下)。著者はこれに対して「初期胚という研究材料にそれを持たせることによって、人間の尊厳が排他的にあるいは特に保護されると考える必要はない」と論ずる(526)。たとえば、「個々の人間の個別性を保証し正当化するものとしての、その存在に固有のゲノムに依拠することによって、人間の個別性を保護しようとするのは、無節操であり不適切でもある」。つまり、「こうした議論〔個別性の保護論〕の要素をもっともらしくするために我々が件の対象に帰属すべき存在論的な質とは、生物学的あるいは認識論的なもっともらしさではない」(526-527)³。

しかし、Hauskeller は「人間の尊厳」の主張に意味がないと述べているわけではない。むしろ、功利主義的な伝統と義務論的な見解という「両者は、矛盾した価値のあいだでバランスを取る解決案を見出すことを必要としており、解決を求める公的部門 (the public) と緊密に協力しながらそれを行うことが、現在の生命倫理学、哲学そして法にとっての使命の一つである」と結論づけている(528)。

2-2. 論文、アメリカの政策批判

は、アメリカ合衆国の ES 細胞研究に対する連邦政府基金の提供枠の設定をめぐる批

判である。アメリカでは、特定の時期以前に樹立された ES 細胞に対する研究は連邦基金の提供を受けることができるが、新たに ES 細胞系列を作ること、および新たに作成された ES 細胞を対象にして研究することについては、資金の提供を認めていない。著者の Curzer は、ES 細胞研究を推進する立場から、こうした政策の問題点を指摘する。

このアメリカの政策は、胚を破壊して ES 細胞を樹立することは非道徳的行為だという前提に基づいている。新たに作られた ES 細胞を使った研究は、胚の破壊という非道徳的な行為に基づいており、それを奨励する、あるいはそれを積極的に見逃しているとされる限りで、資金が提供されないのである。著者の Curzer は、その基礎にある アメリカの現在の政策よりも「保守的」な 考え方を、五つの「原理」に還元して批判的検討を加えていく。それは以下の五つである。

まず、胚は生命の権利をもっている（原理 1）したがって、胚を破壊することは「一応の」悪（*prima facie wrong*）であり事実上の殺人である（原理 2）。そして、他の人間のためにある人を犠牲にすることは悪だから、胚を破壊することは本来、非合法的である（原理 3）。政府が胚を破壊する研究に資金を提供することは、その悪の共犯になることである。さらに、未来に行われうる非道徳的な行為を奨励することは悪であり、新しい生殖細胞系列を用いた ES 細胞研究も、胚を破壊する限り間違っている（原理 4）。そして、他者によっておかされた非道徳的な行為から利益を得ることは間違っており、現存する胚から ES 細胞を樹立する研究も間違っている（原理 5）。だが、Curzer によれば、ES 細胞研究に対するアメリカの政策の背景にあるこれらの「原理」は、どれも政策を正当化するには至らない。

ここでは、以下で見るドイツとフランスにおける「輸入」をめぐる議論との兼ね合いで、その中でも原理（4）（悪い行為を奨励することは悪い）と原理（5）（悪の結果を享受することは悪に加担することだ）に関する指摘を見ておこう。他者が作成した ES 細胞を（たとえば「輸入」して）使う研究に対する批判が妥当に見えるのは、Curzer によれば、この両者を「混同」しているからに過ぎない。だが、この二つの原理は異なる。

「原理（5）によれば、我々がナチスによって行われた実験から得られたデータを使うべきではない理由は、そうすることが我々を堕落させ悪に汚染するからだが、原理（4）によれば、その理由は、そうすることによって、他の人びとに、データを得るためにおぞましい行為を行うように奨励していることになり得るからである」（537）。

後者の原理（4）が真であるとしても、前者の原理（5）は否定されると Curzer は指摘する。そして他者が樹立した ES 細胞を使った研究に関しては原理（4）は当たらない、と言う。この違いは次のように説明される。たとえば、搾取されている労働者の生産物に対する不買運動を行うことは、ES 細胞研究を禁止することと同じく、一見原理（5）によって正当化されているように見えるが、両者は異なる。不買運動の対象は現在あるいは最近の搾取の産物であって、ES 細胞研究のように「時間の離れた過去」の行為の産物ではない限り、そこには原理（5）とは異なる原理（4）が作動している（538）。つまり、不買運動が正当だからといって、すでに樹立された ES 細胞を提供されて研究することを禁止するのは正当ではない。後者は、ヒト胚を破壊することを奨励しているわけではないからで

ある。そして、提供された ES 細胞を使って研究しながら、産婦人科でこれ以上胚が破壊されないように活動することは両立する、と著者は言う（539）。

「風邪が接触を通して感染するように、罪が利益を通して受け継がれるわけではない。人びとが罪ありとされるのは、彼らが現実に行った悪のためにのみである」（536）。

ここで例に挙げられるのは、たとえば次のような場面である。

「死んだ赤ちゃんを抱いた母親が泣きながら病院に訪れて、『私の赤ちゃんは死にました。どうかこの子の組織を摘出してそれを研究や移植に使ってください。この子の死が完全に無意味なものにならないように』といった場合、原理（5）によれば、赤ちゃんの組織を研究や移植に使うのは誤りだということになる……さらにこの子の組織のレシピエントは道徳的に堕落していることになる。そして、研究者がこの赤ちゃんの組織から癌の治療法を発見した場合にも、癌患者は、道徳的な基礎に基づいて、この治療法を拒否すべきだということになる」（536-37）⁴

Curzer によれば、ES 細胞に関する研究と、ES 細胞の樹立および胚の破壊は、牛乳からクッキーを作ることと、牛から搾乳することが別の行為であるのと同様、区別されうる二つの行為である。スウェットショップ〔児童を銃器で脅し奴隸労働を強いる非合法の海外工場。ナイキなど有名会社も行っている〕のフェンスを作ることによって、搾取している会社から利益を得る場合などは、犯罪から直接利益を得ており批判されるべきだが、ES 細胞樹立から、ES 細胞を使う研究者は直接的には何の利益も得ていない（540）。

このように批判した上で Curzer は、ES 細胞を樹立する（胚を破壊する）のは「非道徳的」な行為だという前提にとって最も重要な「胚は生きる権利をもつ」という原理を次のように批判する。もし、胚が生きているならば、その「生命／生活の質（QOL）」が考えられるべきだが、それは冷凍されている胚に即してみれば、きわめて低いだろう。また、生命に対する尊重（respect）は行為に現われなければならないが、胚が破壊された（死んだ）時に葬式を出したり、「胚の生命」を保存するために自宅に冷凍庫を購入することを尊重論者でさえ推奨しないのは、「胚に生きる権利がある」などと実は誰も真剣に考えていないからである（552, 555）。そして、この反駁が正しいとすれば、「提供された ES 細胞を使う研究は道徳的に受容でき、……胚から ES 細胞を樹立することも道徳的に受容でき、……ES 細胞を作成するためにだけ胚を生み出すことも道徳的に受容できる」（558）と結論づける。

2 - 3. 論文、「生命倫理法」（1994）の見直しをめぐって揺れるフランス

論文 はフランス「生命倫理法」の見直し（revision）をめぐる議論の争点をまとめている。その論点は、フランスの「生命倫理法」そのものに内在していた「胚」の地位の規定をめぐる非一貫性と「国家倫理諮問委員会」による胚の位置づけに見られる矛盾が、現在進行中の議論における ES 細胞研究の規制緩和（liberalization）への傾向を先取りしている、という指摘にある。

著者の Maio によれば、同委員会は「胚の道具化」を正当化できない理由として「人間の尊厳 (dignité humaine)」を挙げつつも、試験管内 (in vitro) の胚の保護を、親の同意という外在的な基準に依存して行っている点で矛盾している。というのも、「人間の尊厳」とは自己目的的なもの (a purpose unto itself) であると理解されるべきであるのに、胚を保護するか否かの判断が両親の許諾という外在的な要因に依存しているとすれば、この自己目的性は貫徹されないことになるからである (590)。それは 1994 年の法で「ヒト胚」の地位が規定されていなかったことに遡る。そこでは、「法はすべての人間をその生命の開始から尊重することを保証する」と、開始が位置づけられるべき時点を指し示すことなしに」述べている (586)。こうした曖昧さは、「初期胚」に関して委員会が相対的に低い価値を与えている点に現われている、と Maio は指摘し、それはたとえば 1987 年の委員会の最終報告の次のような一節に見られると述べる。

「今日、胚研究は概して、無視できないそして規制されるべき一つの問題である。メンバーのうち数名が反論しているけれども、委員会は試験管内の胚研究をアリオリに排除されうるとも、この目的のために余分な胚 (superfluous embryo) の譲渡が禁止されうるともしない見解を出している」(591)

また、Maio によれば、2001 年に「国家倫理諮問委員会」の会長 Didier Sicard が述べた言葉も、この一節に対応している。「私の個人的感覚としては……子宮の中にある胚とその外部にある受精卵細胞とのあいだには重大な違いがあるのです。後者を胚と呼ぶのは、私見ですが、誇張表現でしょう。それは単なる試験管のなかの受精卵細胞でしかありません。……それには人間に対する潜在性などではなく、単に人間になる可能性があるというだけです」(593-94)。

著者によれば、この生体内 (in vivo) にある場合と試験管内にある場合とでは胚の地位に違いがある、というコメントは単なる個人的見解というだけにとどまらず、一方で「胚の尊厳」の保護をうたっている「国家倫理諮問委員会」の見解が矛盾を内包していることを示しているのである (594)。この見方は、初期胚とそれ以後という時期によって胚の地位に線引きをする議論、「余剰胚」に限っては親の承諾を条件にして研究利用が可能になるという議論と、線引きの基準さえ異なるが、受精の瞬間から「人間の尊厳」が備わるという見方を相対化している点において併置されうるだろう。

むろん Maio は、この委員会内部にも胚の研究利用に反対する立場を持つ人びとは存在するし、むしろフランス社会のヒト胚研究に対する議論には、この委員会の見解に批判的ないし反対の意見も多い、と付け加えている。たとえば、Olivier de Dinechin は、ヒト胚は「生成しつつある人間 (personne humaine en devenir)」であって、これを研究ないし実験のために破壊することは許されないとし、「余剰胚」を生産するような行為をも批判する (ibid)。けれどもやはり、胚の

「漸進主義的な地位 (gradualistic status)」を主張し、「治療的クローン」に関する肯定的な意見をもつ人びとも存在しており、プロテスタントの倫理委員会もまたそれほど制限をしないという立場を取っている (594-95)。つまり、知識人の間には ES 細胞研究に対して批判的な議論が存在する一方で、患者団体および生命科学、医学系の学会による研究

の自由化を要望する声のほうが公的論争においては強力なのである。

こうした議論において対照されるのは、隣国のドイツでのヒト胚研究をめぐる政策である。国内での研究を禁止する一方で、既に(2002年1月1日以前に)樹立されたES細胞を輸入することは認めるというドイツの方策は、当然ながら「二重基準」として批判される。この批判を端的に示しているのは、「自分自身はコミットしたくないような行為に対する責任を他人に負わせようとしている、という印象を与えるような、ひねくれた策略をもった道徳的深遠さは、問い合わせに付されるだろう」というCollangeの言葉である(596)。フランスのヒト胚をめぐる公的な したがって一定の条件下での研究を容認する方向性を持つ 議論において、こうしたドイツの政策はしばしば否定的な例として挙げられている。フランス「生命倫理法」見直しをめぐる議論の規制緩和への傾向は、研究資源にとどまらず、他国で行われた研究成果を受け入れて実践してよいのだとすれば、その研究を自国内で禁止することは二重基準であるという批判、そして生物医学研究者の海外(とりわけ米国)流出に対する危惧などに基づいているのである。

Maioによれば、こうした論点と平行して胚に関する倫理的な議論の論点は、次の二つにまとめられる。第一に、「両親の計画」の下にない胚に関しては研究利用が許される、という議論である。この見方によれば、胚は妊娠した親と社会とのあいだの契約の対象となり、「胚は両親の要求に対して応ずるもの以上ではない」ということになる(597)。したがって、「両親がそれに対する要求を止めてしまった瞬間から、胚は単なるモノへと変換されうる」のであり、とすれば、「胚は完全に両親のきまぐれに依存している」ことになる(ibid)。

第二に、「前胚(preembryo)」⁶の概念を暗黙に受容しているという点である。すなわち、胚研究を禁止した1994年の法は、原理上は受精の瞬間から胚を保護すべきだとしながらも、体外授精および着床前診断を制限することはなかった。Maioは、「こうした〔生殖技術〕全てが、胚を人が自由に処分できる対象にする傾向にある」(598)として、とりわけ着床前診断技術の容認は、立法者が「胚を人間とみなすこと」に明確に反する決定をしていた(ibid)ことを示している、と指摘する。また、立法者は「余剰胚」の生産を二つの仮説ないし期待に基づいて認めていた。第一に、卵細胞の凍結技術開発がその問題を解決するという期待であり、第二に、不妊の第三者が余剰胚を使用するのではないか、という目論見である⁷。だが、この目論見は裏切られ、立法者たちは、余剰胚がこれ以上生み出されることを避けることに全力を傾けたことになった。

「事態の経過から導かれる唯一の論理的帰結は、余剰胚〔の産出〕を防止するための規定を設けるべきだ、ということになっただろう。新法にはこの点についていかなる規定も存在しない。ここから結論づけられ得ることは、胚の保護という価値に対する全ての口実にもかかわらず、フランスは基本的にはイギリス・モデルを、暗黙にでしかないとしても、受け入れているということだけである」(599)。

この点に関して、1994年の旧法の原理と期待、すなわち、いずれ科学の進展によって胚研究は完全に捨て去られるだろう、という期待を今でも保持しているのがMattéiである。だがMaioによれば、余剰胚が大量に生み出され続けている以上、様々な集団の利害と圧

力がこの原理を凌駕している。いずれにしても、「フランスの解決は 他のはとんどのヨーロッパ諸国の解決と同じく 、一貫した解決でも正直な解決でもない」(599)。フランスの議論状況と法規制をめぐる争点から、Maio は、胚を位置づけるための決定を第三者の自由に委ねている限り、必然的に規制は一貫性のないものに留まるのであり、問題は、「胚に対する尊重ということによって現に何が意味されているのかを、明確にすることである」(600)と結論づける。

2 - 4. 論文 、ES 細胞研究に関するドイツの議論

論文 の問題設定は、2002 年にドイツで施行された「幹細胞法 (Stem Cell Act)」における矛盾 先に見たようにフランスの論者が「二重基準」と指摘する点 に向けられている。この法は、国内での ES 細胞作成（胚の破壊）を禁止している一方で、海外すでに樹立された ES 細胞の輸入およびそれを用いた研究を許容している。問い合わせは次のようになる。

「胚に損害を与える全てのヒト胚の操作を、ES 細胞がヒト胚を破壊することによってのみ得られるということに基づいて、法的に禁止し倫理的に正当化されないとする一方で、ES 細胞に対するあるいはそれを用いた研究を法的に容認し倫理的に正当化することは、いかにして可能なのか？」(604)

著者の Beckmann は、これに答えるためドイツでの議論の経緯を追う。ドイツにおける ES 細胞輸入および研究利用を許可する方向性は、2001 年に「ドイツ学術協会 (Deutsche Forschungsgemeinschaft: DFG)」が出した「ドイツの患者も科学者も、もはやこうした科学の進歩を拒否すべきではない」という声明に示されている。また、同基金が作成した研究基準のリストが、ES 細胞輸入と使用という政策の基礎に位置づけられる(605)。DFG は人間の生命がその最初から保護されるべきだという点を認めているが、ドイツ法はドイツ国内および海外のドイツ人にしか適用されず、ドイツ人によって教唆されたものでない国外の犯罪に関しては適用されないという点から、ES 細胞の「輸入は許容される」(606)とする。また、同基金は、受精後 14 日以内の「初期胚」に関しては、その価値を「研究の自由」との兼ね合いで取り引きできるとする。2001 年 11 月の調査委員会 (Inquest Commission [現代医療の倫理と法 調査委員会]) の報告書、同年 5 月のシュレーダー首相直下の「国家倫理評議会」も同様の方向性を示した(607-08)。キーワードになるのは、ES 細胞研究の目的および理由の「高い優先性 (high priority)」と、方法面での 現在と未来にわたる 「代替法の不在」である (610-11)。

Beckmann によれば、こうしたドイツでの公的な議論の話題を占めるのは、受精後 14 日以内のヒト胚の存在的地位をめぐる問い合わせである。これについては二つの立場がある。第一に、初期ヒト胚も人間存在になり得るかぎり「人間の尊厳」を享受するという立場であり、第二に、それは潜在的に人間という種に属しているだけであり、他の重要な道徳的価値と競合関係に入る可能性がある、という立場 (「漸進主義的立場」) である (612)。

問題の核心はやはり、ヒト胚がもつ生命保護の権利とは「絶対的」なものか否か、という点にある。第一の立場の議論において重要な役割を演ずるのは 本稿第三節でも見る

ように、「アイデンティティ」、「連續性」、「潜在性」である。著者は「潜在性」に対する批判を紹介している。すなわち、ヒト胚には人間に生育する完全なプログラム（DNA）が備わっているという議論は、その潜在力が実現されるのはある環境すなわち子宮内環境においてのみであるという点を見逃しているのではないか、という批判である。

「したがってこの〔潜在性に依拠する〕議論の力は、『潜在性』という後を『生育する本質的な力を所有している』という意味で取るか、『ある付加的な条件に応じて、生育する潜在性を持っている』という意味で取るかに依存する」(613)

問題は、「胚に本質的」とされる潜在性は、女性の子宮という条件なくして発揮され得ないとすれば、この潜在性が「誰の」ものかという点に単純に答えられないのではないか、という点にある。さらに、胚に「人間の尊厳」があるという根拠を、それが個人に成長するDNAを有しているという点に求める議論に対して著者は、倫理学的な意味での「人間であるということ」は、生物学的事実に還元しうるようなものではない、と指摘する(615)。「倫理学の関心は、何をすべきで何をすべきでないかという問い合わせにあるのであって、何であるかという問題ではない」(616)。

著者は倫理学の問題とはもっぱら「文化」の問題だと述べ、「『人間』の文化的（生物学的ではなく）な意味とは、他の人間と彼が取り持ちうる関係性のなかにある」(*ibid*)とする。そして、この関係性は言語的コミュニケーションに限られず、こうした関係性の開始（最初のコミュニケーションのプロセス）は生物学的シグナルに対して親が感じ取るやり取りにも拡張可能である。この場合、「胚」が子宮に移植される時点を、当該の胚と親との関係性が開始する時点と考えることができる。逆に言えば、子宮に移植される以前の胚は、「尊重され保護されるべきだが、それ〔ES 細胞研究〕以外に助かりえない患者を救済するという規範に従属しうる」(616)⁸。

著者の結論は、いずれにしても、ドイツの「幹細胞法」は倫理的に法的にも政治的にも問題に直面し続けているということである。

2 - 5. 論文 、ドイツ「胚保護法」と女性の生殖の自由をめぐるフェミニストの立場からの議論

は、他の論文とは少し異なったアプローチから、やはりドイツの法政策の問題点を指摘している。

著者の Krones と Richter は、「胚の道徳的地位」の保護を掲げるドイツの「胚保護法」は、中絶を条件つきで認める法、また「着床前遺伝子診断技術（PGD）」に対する規制と「一貫していない」と指摘する。著者たちによれば、問題は、それらが（将来の）母親と胚および胎児との「関係性」に着目していないという点にある。Krones と Richter は、ドイツの胚保護をめぐる法政策の前提にある「胚の道徳的地位」という「カント的」ないし「義務論的」な倫理観を相対化し、中絶をめぐる議論との関係で「胚」をめぐる議論を検討し、「胚保護に関する法規制と研究政策は、生殖の領域から切り離されるべきではないし、中絶と生殖に関する法に埋め込まれるべきだ」(636)と結論づける。

著者たちによれば、ドイツの議論の生殖技術に対する関心が、PGD からヒト胚研究へと

「移行」(625)するとともに、それ以前の問題設定から議論の焦点が転換した。すなわち、胚研究に関する「主要な対立線は、もはや、中絶論争のときのように左派フェミニストと保守的で原理的なキリスト教とのあいだには存在しない」(628)。むしろ、対立は、リベラルかつプラグマティックな科学者や政治家たちと、しばしば人間の尊厳という言葉を使って、より定言的な思考方法 (categorical way of thinking) をする知識人や科学者、多くのフェミニスト等々とのあいだにある。

このように論じて、生殖医療の当事者たちに対するアンケートを参照しつつ著者たちは、従来の演繹的 (deductive) で価値に基づく (value based) 生命倫理の議論方式ではなく、むしろ帰納的 - プラグマティックな方法が、この問題を考察する枠組みになるべきだと指摘する (632-34)。前者が「生命の開始」に焦点を当てる〔 そうした原理からケースを判断しようとする 〕のに対して、後者は、より経験的なケースに注目する。とりわけ、PGDにおいて「(未来の)両親と彼らのもつ彼らの胚への関係性が、意思決定プロセスにおいて主要な役割を果たすべきだ」と述べる (635)。

「生殖技術というコンテクストのなかで係わり合いになる個人と胚との関係の考察を押し進めた視座は一つもない。ほとんどの倫理的理論、それがリバータリアンであれ、義務論的であれ、フェミニストであれ、功利主義であれ、こうした理論は母親から胚をあるいは逆に胚から母親を切り離す。その焦点は、胚そのものの地位にだけ向けられるか、あるいはまた女性すなわち将来の母親の（危険にさらされた）地位だけに向けられる」(ibid)

そして Krones と Richter は、中絶に対するリベラルな社会的態度と、胚保護法や「胚の人権」といった言い方との矛盾は、「胚の地位」が、しばしば論じられているように胚自身に備わる属性や性質によってではなく、それを取り巻く状況によって決定されていることを示している、と指摘するのである⁹。

3. ヒト胚の道徳的位置をめぐる議論 「胚研究に関するカント主義 (embryological Kantianism)」

3-1. 尊重されるべきヒト胚の「尊厳」とは何か

前節では JMP 誌に所収されている五本の論文を概観した。そこでも、「ヒト胚の道徳的地位」に関して触れられていたが、各国の議論状況や法政策の展開およびそれらに対する検討と批判に焦点があり、必ずしも「道徳的地位」の内実の論証そのものを前面に出した議論が展開されているわけではなかった。

本節では、この「ヒト胚の道徳的地位」に絞って議論を展開している Mauron と Baertschi の論文を概観する。この論文は、「胚の尊厳」が ES 細胞研究を制限ないし禁止する論拠になりうるかという問題に対して、一義的な答えを与えることの困難性を示している。

Mauron と Baertschi の論文は特にスイスの議論を対象にしているが、それを通じて、カント主義的な義務論に則った ES 細胞研究批判の論理の明確化（そしてその限界確定）を目指していると言ってよい。著者たちがスイスに着目するのは、著者の一人 Mauron が

「スイス国家諮問委員会」のメンバーであるというだけでなく、ドイツの議論の影響を強く受けながら、制限を加えつつも ES 細胞研究を認めるという「アングロ - アメリカ的な理解」をも取り入れた政策を出しているスイスの議論が、ヨーロッパにおいて特異な位置を占めているという理由からである（564-65）。

著者たちが検討するのは「スイス国家諮問委員会」の見解に影響を与えていたドイツの議論である。そこで参照されるのは、同誌にも寄稿している Maio の議論である。Maio は胚の位置を説明するためのモデルとして、三つのモデルを同定している。第一に「対象モデル (the object model)」、第二に「人格モデル (the person model)」、そして第三に「尊重モデル (the respect model)」である。

第一の「対象モデル」は、胚を単なるモノないし「細胞の塊」とみなす見方であり、胚には独立した権利などを帰属させない。第二の「人格モデル」は胚に人格のそれに近い保護されるべき高い地位を帰する見方である。この見解を支持する代表者がカトリック教会であり、ドイツ「胚保護法」も暗黙にこれを共有している。

この二者に対して、著者たちの検討対象は、第三の「尊重モデル」にある。「尊重モデル」は、上記二者の中間に位置づけられると言える。このモデルは、「初期胚」に対しては比較的低い位置を 重要性を認めつつも 与え、その「殺害を全ての場合に防止すること」はしない（566）。この「尊重は段階を認める」(ibid) という見解は、しばしば「胚の道徳的地位の漸進主義的理解」とも呼ばれている。それは、繰り返すまでもないかもしれないが、胚にはある種の本質的な価値があるとしても、人間に比べれば相対的に低い道徳的地位しか持たず、そのため、それは他の価値（科学的・医学的有用性および患者の救済の要請）によって凌駕（overriding）されうる、という見方である。この「尊重モデル」に関する中央ヨーロッパの議論において「試金石」となるのが「人間の尊厳（human dignity）」概念である。胚が尊重に値するのは、胚そのものが尊重されるべき何かを本質的に有しており、それはしばしば「人間の尊厳」あるいはそれに類する「尊厳」だとされるからである。

胚をめぐる議論において象徴的に問われるのが、「いつから人間の尊厳は始まるのか？」という問い合わせである（567）。だが著者たちによれば、この問い合わせは「尊厳」という語に関して厳密な問い合わせではない。なぜなら第一に、カントの意味での「尊厳」は段階を認めておらず、「尊厳」はあるかないか（all-or-none）である。この観点からすれば、時期区分による段階を認める「尊重モデル」は「尊厳」という語に基づくことはできない。第二に、他の倫理的関心や価値（患者の利益等）によって凌駕されるような「尊厳」は、カント的な意味でのそれ（絶対性をもち、他の価値と比較不可能な「尊厳」）とは異なるものである（ibid）。そしてしばしばこの問題は、「人間の生命」といった曖昧な語によってカモフラージュされているが、ここに含まれる「真の問題（genuine problem）」は、より洗練された省察に値すると言う。

著者たちは、倫理委員会や教会の声明には「尊厳」という語に関する単純化と誤解が見られると述べ、それを「胚研究に関するカント主義」と呼んで、次のように指摘する。

「この見解によれば、ヒト胚は、全ての「人間の生命」がもつ尊厳によって保護されるのであり、したがって、他のいかなる価値にも抗する生きる権利は、他とかけ引き

されることはあり得ず、さらに重要なことには、ES 細胞研究は禁止されるべきである」(568)

著者たちが問うているのは、「胚は人間の尊厳をもつ」と言われる際の、「人間の尊厳」の内実である。著者たちはまず、問題の「尊重モデル」を、その「アメリカ的な解釈」と呼ぶものと区別する。「アメリカ的な解釈」と呼ばれるものも「尊重モデル」の一ヴァリアントではあるが、それは「胚研究に関するカント主義」とは関係がない。なぜなら、それは「胚に本質的に備わる発育する潜在性」を認めていないからである。「この〔アメリカ的な〕意味で理解された尊重とは、尊重を与える者 (respecter) の目から見た尊重である。それは関係的な性質であり、モナド的なそれではない」(568)。この解釈は議論の対象にならない。

これに対して、ヨーロッパの議論では、「人間の尊厳」とは本質的な性質であって、それを観察する者の「主観的」態度に依存しないものだという点が強調されるのである。では、観察者や第三者の主觀性に依存しない　　関係論的ではない　　、胚そのものに本質的に備わるような、「尊重」されるべき性質とはどのようなものか。

3 - 2. 胚の「潜在性」　　人間個体の「原因」という地位

著者たちは、「胚の地位」に関する三つの論証の検討を通してこの問題にアプローチする。それは第一に、「潜在性論 (the potentiality argument)」、第二に「アイデンティティ論 (the identity argument)」、第三に「連續性論 (the continuity argument)」である（第四の議論として「種属論 (the “species-belonging” argument)」もあげられているが、検討対象にはされていない）¹⁰。著者たちは、これら三つの議論を「人格としての接合子」テーゼと定義し、それは「初期胚と、それが生成しうる人格とを存在論的に同一視する」議論であるとする。

「これらの存在論的なテーゼは、もしそれが真ならば、倫理的テーゼに対して高度のもっともらしさを与えるだろうし、それによって受精時から初期胚を人格として扱うべきだということになる」(570)

最初に問われるのは、「アイデンティティ論」である。アイデンティティ論は、胚と人間との「個体性 (individuality)」の次元での同一性を含意している。たとえば、それは次のような主張に典型的に見られる。「私はかつて胚胞だった、そしてその胚胞はすでに私だった」(*ibid*)¹¹。だが、この主張には飛躍がある。初期胚の物理的な單一性（同一性）は、それが双子（あるいはそれ以上）へと分化する可能性を排除していないからである。一卵性双生児の場合は、胚との個体的な同一性、すなわち数的アイデンティティが成立しない (*ibid*)。この双子の事態は、胚が「そのまさに本質によって」(*ibid*) 個人ないし一人の人格と同じ「個体性」を持つ、という主張を瓦解させる。「この点で、受精と個体性の起源とを同一視することには何の理由もない」(571)。したがってたとえば、「遺伝的な同一性」は「人間の尊厳」を付与する対象となる「一人格」という数的同一性の「必要条件」にすぎず、「十分条件」ではありえない。

この双子の例は、「連續性」テーゼにも適用される。胚と一人の人間の「連續性」とは、同一個体の「連續性」を指すと理解され得るし、しばしばそう理解されているからである。だが、「単一接合子双生児の各々は、全く正しく单一の共通の接合子と連續していると主張しうる、けれども彼らは完全にその接合子と同一的な個体ではない」(572)。つまり「連續性」テーゼとは、正確には、「A と B が、一つの胚と一人の人格個体であるとすれば、両者が連續しているという主張」であり、それは「A が B になる潜在能力 (capability) を有しているということを意味する」(573)。つまり「連續性」とは、「胚は一人あるいは数人の人格になる潜在能力をもっている。それはしたがって、他の何かではなく一人の人格になる潜在能力を有している」(571) と主張しているのであり、実質的には「潜在性」論と同じことを述べている。

かくして著者たちによれば、問題は「潜在性」の内実の理解にある。「潜在性」論とは、「今はまだ人ではないとしても、未来にそうなるであろう存在者は、たとえば動物などといった人にはなりえないものと同じように扱われるべきではない」という点において、「道徳的重要性」を胚に付与する議論である(573)。すなわち、「胚は潜在的な人である。胚が潜在的な人であるのは、それが人になり得るからである」と。「潜在性」論は、胚の「未来」に依拠してはじめて主張できる〔生物学的事実への依拠〕。この議論は、胚が「今」すでに「人である」といった見解と混同されえない。言うまでもないが、「潜在的に人である」とこと、今、現に「人である」とことは異なるからである。このように指摘した上で、著者たちは、しばしば提起される次の指摘を梃子にして「潜在性」の内実を規定していく。

「もし、A がある条件 P を満たしているという理由だけで権利を持つとしても、B が未来の時点において P という性質をもつことができるからといって、〔A と〕同じ権利を持つということにはならない。彼 B が P をもったときには、権利を持つだろう、ということにしかならない。彼が潜在的な権利の担い手であるのは、彼が潜在的な P の担い手である限りにおいてである」(575)

この指摘はしばしば、アメリカ市民すべてが「大統領になる潜在性」を持っているからといって、市民が「大統領」として扱われるべきだとは言えず、それと同様、胚が「人になる潜在性」を持っているからといって、「人」として扱われるべきだとは言えない、という議論に使われる。だが、個々の市民と大統領の関係と、胚ととの関係を等置するのはあまりに粗雑である。問題はどこが粗雑かである。市民が「大統領になる潜在性」を持つという場合の潜在性と、胚が「人になる潜在性」を持つという場合の潜在性のあいだには、前者が選挙で選ばれるという「外在的」な要素に完全に依存しているのに対して、後者は子宮に移植するという以外の要素には依存せず、通常の発育のなかで十分に実現されうるような「因果的力 (causal power)」を有しているという違いがある(575-6)。

ここから著者たちは、「A は B になる潜在性を持つ」という表現の持ちうる二つの含意を区別し、その一方を退ける。退けられるのは、潜在性という語が含意する「表出的な意味」である。表出的な意味で「潜在性」を理解すると、《A には現存している力 B が隠されており、我々がそれを待つていれば、それが表出されてくるだろう》ということになる。だが、著者たちは、これはこの場合は正しくないと指摘する。「胚は、それを起源とする胎

児や人格と同一性をもたない」からである。これは、A〔初期胚〕には必ずしも B〔個体性〕が内在しているわけではないということである。「潜在性」という語はむしろ、次の第二の意味で理解されるべきである。それは、「A は B の存在の原因となる潜在的な力を持っている」と表現される「因果的な意味」である。胚に関する従来の「連續性」論などが潜在性を第一の意味で理解していたとすれば、それは過度の単純化をおかしている。著者たちによれば、第二の意味で「〔胚と人格の〕両者は、因果関係によって結び付けられた二つの個体とみなされるべきである」(576)。

「要するに、我々が胚と胎児（そして一人の人格）が一つのものであり同じ個体であると一般的に主張できないならば、その両者の連続性の主張も、非常に限定された意味しかもたないことになる……胚は人格ではないとしても、未来の人格の実在に関わる中心的な因果的要素である。これが示すのは、胚は重要な（「単なる細胞の塊」より以上の）道徳的地位を持っているが、それは依然としてきわめて控え目なもの（quite modest）である」(577)。

したがって、胚に対する「尊重」〔の義務〕は「潜在的人格」が要請するものであり、それは「人格」が要請する尊重に劣る（less than）ことになる。では、この種の「尊重」〔の義務〕は他の価値との比較考量によって凌駕されうるものなのか、あるいは、こうした胚に本質的（intrinsic）に備わる尊重すべき「潜在性」は、それを研究に利用することを禁ずる根拠になるのか。著者たちはこの問い合わせに答えることは難しいとし、問い合わせを残して考察を終える。

4. 論点の整理と考察

以上本稿では、JMP 誌の幹細胞研究特集を、とくに「胚の道徳的地位」をめぐる議論に焦点を当てて紹介してきた。これらの議論を概観して分かることは、ドイツやフランスも、倫理的な理念と論理的な整合性をもつような法政策の策定には至っていない、ということである。以下に指摘されていた問題点を列挙し、コメントを加えておきたい。同誌の諸論文によって指摘されている問題は、以下の四点にまとめられるだろう。

ES 細胞および ES 細胞研究の成果の輸入は認めながら、国内でそれを作成（樹立）することを禁止する政策（ドイツ）は、それが根拠にしている「胚の保護」という理念との一貫性を欠いている。法の適用範囲は国内に限定されるが、この法を支える「倫理的」な理念に国境はないからである。

同様に、ある時期までに作成された ES 細胞に関しては、それに関する／それを用いた（on / with）研究を許容し、それ以後に作成された ES 細胞には研究を認めないという作成時期による（アメリカの）線引きは、いかなる根拠によって正当化されるか。

不妊治療において不可避的に産出される「余剰胚」の存在およびその「廃棄」を認め、さらに着床前診断やそれによる廃棄（特にフランス）¹² を認めるとは、胚の道徳的地位を他の価値・理由と比較考量を許す水準に置くことにならないか。そしてそれは、胚の「研

究利用」を許容する根拠になるのではないか（廃棄するならば研究に役立てるべきだ、という議論を反駁できなくなるのではないか）。

胚の道徳的地位に関して、特にそれが人間個体へと成長する性質を明確に持つようになる受精後約 14 日以前の胚に関しては、人間個体との「個体的同一性」および「個体的連續性」が適用され得ない。したがって、人間個体との連関でそれに付与される道徳的地位の根拠は、因果関係による「潜在性」のみである。この「潜在的人間」という人間個体のそれとは異なる地位は、他の価値（患者の利益等）との比較考量を許すものか（他の価値によって凌駕されうるか）。

日本でも既に論じられているように、ES 細胞研究に対する立場は三つに大別できる¹³。第一の立場は、ヒト胚にはそれ自体としてつまり第三者や状況といった関係性に左右されない「人間の尊厳」ないしそれに順ずる「潜在的人格」という性質が備わっている。それを破壊する研究は、いかなるものであれ認めることはできない、という立場である。この立場を一貫させるためには、ドイツのように自国内では研究を禁じながら、外国で行われた研究結果（ES 細胞であれ、その研究成果であれ）の輸入は認める、というやり方は「二重基準」である。さらに、過去のある時期までに産出され、使用されないことが決定した「余剰胚」には条件つきで研究を認める、という立場も論理的一貫性を欠く。さらに、廃棄される「余剰胚」をうみ出す体外受精の方法に対しても批判が向けられるだろう。状況を凌駕する道徳的地位をヒト胚が有するならば、それを研究利用することも廃棄することも認められないはずだからである。

第二の立場は、ヒト胚には、血液や皮膚といった他の人体由来組織に比して、尊重されるべき道徳的地位が備わっているが、それは一定の条件下で研究利用を許容する／しないレベルのものだという立場である（胚の地位の段階説ないし漸進説）。この条件の内実は多様だが、形式的には「線引き論」である（ドイツの場合は「線引き論」ではないと思われるかもしれないが、国境という線によってヒト胚の破壊可能性を容認するという点で、「線引き論」に当てはまる）。線は、「初期胚」という概念の導入による時期による線引き、子宮内かその外部かという場所による線引き、親による生命（子）としての承認の有無による線引きなどがあり得る。そして第三の立場は、ヒト胚とりわけ初期の胚を単なる「細胞の塊」にすぎないとして、研究利用を容認する立場である。

第一の立場と第三の立場との間の対立は原理的には調停不可能である。ヨーロッパの法政策は、理念上は第一の立場に立ちながらも、第一の立場を貫徹することは事実上困難であるため、研究利用に条件をつけて規制し一部容認する第二の立場をとっていると言えよう。

第一の立場を貫徹することの困難性は、ES 細胞研究を肯定する立場から指摘されている。すなわち、ヒト胚に「人間の尊厳」に相当する道徳的地位を認めて、それを関係性や状況から独立したところに位置づけて尊重すべきだと言うならば、「余剰胚」の廃棄も認められることになり、中絶や生殖補助医療技術の多くにも規制が必要になるはずだが、事実上これらは認められているではないか、と。実際フランスでは、胚の生命と、親とりわけ女性の「利害との兼ね合い」を事実上認めたフランス 1975 年の人工妊娠中絶に関する法との整合性が、「生命倫理法」の見直しのポイントになっている¹⁴。同「国家倫理諮問

委員会」による「両親のプラン」という語が、胚の位置づけは「文脈に応じた偶有性」を持つことを示している(589)。また、ドイツにおいても、PGDと「胚保護法」の整合性問題が示すように(Krones & Richter)、生殖に対する女性の自由および中絶問題と「ヒト胚の道徳的地位」の問題は、胚の尊厳あるいは生命権の有無という枠組みにおいて、不可分なものとなる。

第一の立場からすれば、胚の廃棄は、中絶と同様に「緊急避難」¹⁵の論理によってしか認められないことになる。確かに、不妊治療における「余剰胚」の存在は、不妊治療の過程において女性の身体の負担(身体を危険に晒すこと)を回避しようとする結果であり、その廃棄は「緊急避難」の論理によって解釈できるかもしれない¹⁶。たとえば、ドイツ胚保護法に対する「ドイツ学術振興会」の批判は、この法が不妊治療の当事者に負担を強いるものではないか、と指摘している¹⁷。もちろんこの指摘とともに、それとは逆の議論、すなわち胚を多数作成することは医療者側の利益目的ではないのか、という議論も踏まえておくべきである¹⁸。

ES細胞研究の推進派はしばしば、「胚の道徳的地位」に関わる取り扱いとして廃棄と研究利用とを同一次元に置き、前者を容認しつつ後者を禁止することは矛盾していると指摘する。それに対して、ES細胞研究批判者が、「胚の道徳的地位」を他の価値とは比較不可能なものと規定するとすれば、中絶や「余剰胚の廃棄」は「緊急避難」としてしか位置づけられないことになる。確かに、中絶と胚の廃棄とでは、目的の次元でも、母親との身体的な関係性のレベルにおいても大きく異なる。だが、尊厳や生命権といった語を使って胚を保護しようとする論理が、中絶を「女性の生殖の自由」として正当化できなくすることもまた明らかである¹⁹。

おわりに

最後に、本稿が取り上げた議論のなかでは触れられていない問題について、簡単に指摘しておきたい。それは、「ヒト胚の道徳的地位」という枠組みが、それに対置されるものとして「女性の生殖の自由」と「研究の自由」とを等置することによって、両者の差異を看過させるように機能する可能性である。胚の道徳的地位の尊重という観点からだけ見れば、「余剰胚の廃棄」も「研究利用」も、その尊重すべき道徳的地位の毀損という意味では

つまり胚にとっては 等価である。だが、「余剰胚」が不妊治療の結果として不可避的に残されるものであり、それを廃棄せざるを得ないという事態がある意味で強いられた状況であるとすれば、そのことは、それを研究利用してよい、ということとはまったく異なる。もし「ヒト胚の道徳的地位」という枠組みがこの差異を考察できないとすれば、問題があるだろう。

この点に関わって、「ヒト胚の道徳的地位」を関係論的に解釈する議論の問題点を簡単に見ておこう。関係論的な解釈は、周囲の人間とくに親による承認を重視する。たとえば奥田(2004)は、ヒト胚に尊重すべき道徳的地位を与えるのは、特定の胚を子宮に戻すという親の承認と決定によってであり、それと同時に、それ以外の胚は「提供者の自己決定により処分を決しうる、廃棄および研究利用も許容しうるもの」になる、と論じている(奥田, 2004, 205)。だが、特定の胚に対して尊重すべき道徳的地位(ないし尊厳)を付与す

ることがすなわち、それ以外の胚は尊重しなくてよい地位に置かれることを意味する、とは言えない。言い換えれば、親が特定の胚を子宮に戻すことを決定することによって、その胚に尊重されるべき地位が付与されるとても、その時点で、他の胚に「余剰」という性質が付与されるわけではない。つまり、特定の胚に尊厳を付与すること、それ以外の胚に尊厳が付与されないこと、尊厳を付与されない胚に「余剰」という性質が付与されること、これら三者は同じ事態ではない。むしろ、考察されるべき点は、これらのあいだにある「ずれ」にある。実際それが、インフォームド・コンセントの時期と具体的な手続きをめぐって問題になっている。当然のことだが、胚を子宮に戻した後にも、その人が「妊娠・出産に成功せず、加えて、なんらかの理由で再度の採卵が難しくなってしまう場合、あるいは再度採卵して受精させても十分な数の胚が得られない場合も考えられる」(玉井, 2002, 187)のであり、その場合には「関係論的に言えば、凍結保存していた胚に、再び「尊重」すべき道徳的地位が付与されうる。ここで再度確認しておくべきは、次の指摘である。

「胚という存在を客観的に定義しようとする際に、女性やカップルの生活感覚や思いと隔たりがあるってはならない。子宮に戻さないと決めた胚に対しても「自分たちの子供」のように扱おうとする人の存在や、「胚は人の生命の萌芽」とすることが、中絶を禁止する論理に用いられることを危惧する人の存在を、考慮しなければならない」(柘植, 2002, 88)

「ヒト胚の道徳的地位」という問題設定は、「余剰胚の廃棄」と「研究利用」のあいだの差異、「余剰」という規定そのものをめぐる問題、さらに、中絶に対する女性の自由（リプロダクティブ・フリーダム）に留意して考察するための枠組みとしては、十分であるとは言えない。ES 細胞研究に関して提起されている問題は、成功率 20 パーセントほどと言われる不妊治療のなかで女性に集中されている負担の問題も含めて、「ヒト胚の道徳的地位」という枠組みに留まらず、より具体的な状況と社会的文脈を踏まえて考察されるべきであるだろう²⁰。

注

¹ 以下では検討する論文の表記にしたがって「ヒト胚」と「胚」という語を同義として用いる。また、surplus embryo と supernumerary embryo に「余剰胚」という訳語を用いる。「余剰胚」および「廃棄」といった語を使用すること自体の問題性に関する指摘は妥当だが、本稿ではこの点に関する考察は描く。

² 以下では同誌 JMP からの引用は、丸括弧に頁数のみを入れ、本文中で指示する。

³ 引用文中の亀甲括弧〔〕内は引用者による補注。以下も同様の形式とする。

⁴ ここで著者は、中絶胎児由来の組織の利用とヒト胚の利用を等置しているが、この点は、中絶胎児の始原生殖細胞が幹細胞研究の資源として注目されていることとも併せて考察すべき課題である（玉井, 2003）。

⁵ Curzer の論証の中には、「ほとんど殺されかけている人びと（about-to-be-killed people）を殺すことによって他の人びとを救うことは悪である、という主張は正当化し得ない

〔場合もある〕」(547)という驚くべき主張も見られる。これは逆に言えば、殺されかけている人びとを殺すことによって他の（殺されかけていない）人々を救うことができるならば、前者を殺すことは必ずしも「悪」だとは言えない、ということを意味する。Curzerは、ヒト胚を破壊してES細胞を作成することがもし「殺人」であるとしても、すでに捨てられようとしているヒト胚を破壊して難病の患者を助けようとするとは「非道徳的ではない」と主張するのである(547-550)。ちなみにここでCurzerは、「殺人はほとんどつねに悪いことであり、道徳的にも嫌なものだが、稀なケースでは、より高度の義務を理由にした殺人は道徳的に許容可能である」(550)と述べて、いかなる場合にも悪を行ふべからず というカントに代表される立場をとる人びとは、結局のところ「自分の手を汚したくないだけ」なのであり、その人びとは「夜ぐっすり眠りことができ、天国に行けて、他人より優越していたい」だけであって、実は「利己的（せいぜいナイーブ）」なのだと揶揄している(ibid)。こうした主張が堂々と行われうるということ自体に、私は驚きを禁じえない。

- 6 この語は、受精後14日までは「胚」とは言えない、という立場の論者が用いているが、それには生物学的な根拠はないという批判がある（セラ, 2002）。
- 7 この第二点は、コランジュ（2003, 431）によても指摘されている。
- 8 後に簡単に触れるが、これとほぼ同型の関係論的な議論を開拓しているのが奥田（2004）である。
- 9 こうした著者たちの問題意識はおそらく、胚の「尊厳」という語を使った論理は、中絶や女性の生殖の自由を制限し禁止する論理でもある、という点に向けられており、この視点は重要であると言えるだろう。だが、PGDを「生殖の自由」の名において正当化する点には同意できない。
- 10 これらの論証に関するドイツの議論を検討したものとして、森（2004）を参照。
- 11 これはかつて井上達夫と加藤秀一の中絶論争において、井上が使った「同一性連関」説と相同である。井上によれば、「私は三一年前のある日、母の卵管内に存在していた一つの受精卵だった」ということはナンセンスであるどころか、忘れられていた重要な事実の再認である（井上, 1996a, 14）。だが、加藤が正しく指摘しているように、井上は「因果性（の感覚）と個体の同一性連関という二種類の問題を混同している」（加藤, 1996a, 62）。本文でもすぐに見るとおり、著者たちもこの同一性による連續性の設定を批判し、胚と個体との関係を「因果連関」に位置づけ直している。
- 12 小出（2003, 128-29）、奈良（2002, 77）。
- 13 たとえば『理想』第668号（2002年）の特集や、『生命倫理』Vol. 13 No. 1（2003年）の巻頭特集などを参照。
- 14 小出（2003）。
- 15 蔤田（2003, 24）。
- 16 不妊治療における女性への負担に関しては、鈴木（2002）、柘植（2002）などを参照。
- 17 盛永（2001）に部分訳と紹介がある。
- 18 金城（1998）第四章、蔵田（2002, 56-57）。「医療者の利益」という都合で多数の胚が作り出されているのだとすれば、もちろんそれは批判すべき事態以外の何ものでもない。
- 19 この点に関しても、井上と加藤の論争が想起されるべきだろう。この論争では、井上が「受精の瞬間」を特権的な契機として、それ以降の胎児（胚）には「生命権」があるとし、女性の自己決定権をこの「生命権」との相克・葛藤モデルで捉えようとしているのに対して、加藤は「胎児の生命権」という概念の妥当性そのものを問い合わせている。井上による「胎児と女性」の道徳的葛藤モデルは「緊急避難」論に親和性を持つと言えるだろう。井上（1996a, 1996b）および加藤（1996a, 1996b）を参照。
- 20 本稿では取り上げなかったが、クローン胚を用いたES細胞研究に関して固有に提起されるべき問題も、「ヒト胚の道徳的地位」ではない。問題は、粥川（2004）が指摘するとおり、クローン胚の使用目的である免疫抑制のための「手段」の位置に、「卵子」が置かれているという点にある。いかなる目的によってあれ、他者の身体（の「あり方」）そのものを手段として利用することは正当化されないが、特に身体組織の利用に関して

は、血液や皮膚のごく一部あるいは精子などと、卵子(子宮や肝臓も)とのあいだには、後者は、その利用が身体への侵襲・毀損の可能性を伴い、拘束期間が長く、再生に一定期間が必要であるといった点で「線引き」が可能である(立岩, 1997, 102-214)。

文献

- コランジュ, J-F. 2003 「フランスの生命倫理法」(小林真紀訳)『続・独仏生命倫理研究 資料集』(下) 千葉大学
- 江原由美子編 1996 『生殖技術とジェンダー』勁草書房
- Holland, S. 2001. "Beyond the Embryo: Feminist Appraisal of the Embryonic Stem Cell Debate," in: Holland, S., Lebacqz, K. and Zoloth, L. (ed.), *The Human Embryonic Stem Cell Debate: Science, Ethics, and Public Policy*. The MIT Press.
- 井上達夫 1996a 「人間・生命・倫理」(= 江原編、1996)
1996b 「胎児・女性・リベラリズム 生命倫理の基礎再考」(= 江原編、1996)
- 加藤秀一 1996a 「女性の自己決定権の擁護 リプロダクティブ・フリーダムのために」
(= 江原編、1996)
1996b 「女性の自己決定権の擁護」再論」(= 江原編、1996)
- 粥川準二 2004 「ヒトクローン・ウォーズ 「生存の争い」なのか」『現代思想』第32巻 第14号
- 金城清子 1998 『生命誕生をめぐるバイオエシックス』日本評論社
- 小出泰士 2003 「フランスにおける「ヒト胚を対象とする研究」」『独仏生命倫理研究資料集』(上) 千葉大学
- 藏田伸雄 2002 「尊厳という価値について 人間と胚と胎児の価値」『理想』No. 668
2003 「人の胚と人間の尊厳 人ES細胞研究の問題を中心に」『生命倫理』Vol. 13 No. 1
- 森芳周 2004 「ヒト胚の道徳的地位をめぐる論証の検討」『医療・生命と倫理・社会』Vol. 3 No. 2
- 盛永審一郎 2001 「『ドイツ胚保護法』は情け知らずか」(= 長島隆 / 盛永審一郎編『生殖医学と生命倫理』太陽出版)
- 奈良雅俊 2002 「人間の尊厳とフランス生命倫理法」『理想』No. 668
- 奥田純一郎 2004 「ヒト胚・生命倫理・リベラリズム 自己決定権は生命科学技術研究に何を・どこまで言えるか?」『思想』2004年9月号 No. 965
- セラ, アンジェロ 2002 「ヒト胚・処分可能な『細胞の塊』か、『ヒト』か?」(秋葉悦子訳)『理想』No. 668
- 鈴木裕子 2002 「生殖技術は封印できるか」『現代思想』第30巻第2号
- 玉井真理子 2002 「ES細胞研究をめぐる最近の動きから」『アソシエ』No. 9
2003 「中絶胎児の研究利用 アメリカでのモラトリアム時代」『生命・環境・科学技術倫理研究』, 千葉大学
- 立岩真也 1997 『私の所有論』勁草書房
- 柘植あづみ 2002 「先端医療が「受容」されるとき ES細胞研究の事例から」『現代思想』第30巻第2号